

市制施行 50 周年記念

取手市民憲章「川柳」募集！



10月に市制施行50周年を迎えた取手市。平成17年に藤代町と合併した際に策定した市民憲章はご存じでしょうか？市民憲章推進協議会では、市民憲章の啓発と市の魅力にあらためて気付いてもらうため、川柳を募集します。五・七・五のリズムで、市民憲章や市の魅力を表現してください。

☎ 市民協働課 ☎ 内線 1172



■川柳のテーマ

次の①～③のいずれかの条件で川柳（五・七・五）を作成してください。

①取手市民憲章の条文から単語を一つ以上使う

【取手市民憲章】わたくしたちは

1. 自然を愛し、水と緑をまもり、やさしい環境をつくりまします。
2. のびやかな心とじょうぶな体をつくり、教養を高めます。
3. 力を合わせ、助け合い、思いやりをもち、人の和を広げまします。
4. 家庭を大切にし、きまりをまもり、仕事や勉強にはげまします。
5. いつも平和を願い、文化芸術と伝統を大切にし、夢と希望のあるまちをつくりまします。

②市の木・花・鳥の名前を一つ以上使う

市の木：モクセイ、ゲッケイジュ
 市の花：ツツジ、フジ
 市の鳥：フクロウ、カワセミ

③市にまつわる単語を一つ以上使う

取手、藤代、利根川、小貝川や市内の名所・旧跡など

【使用例】

茨城の 南玄関 取手宿

（いちろく 16 創年の会*「川柳会」の会員作品）
 ※事業協力団体



■賞

表彰状と記念品を贈呈します。

最優秀賞（1人）、市民憲章推進協議会長賞（大人の部1人、子どもの部1人）、市長賞（大人の部1人、子どもの部1人）、市議会議長賞（大人の部1人、子どもの部1人）

※子どもの部は中学生以下の応募作品から決定します。

■対象

市内在住、在勤、在学の方（中学生以下は、保護者の同意を得た上で応募）

■応募方法

市民協働課に以下のいずれかの方法で

▶ 郵送：〒302-8585 寺田 5139 市民協働課宛

▶ メール：s-shien@city.toride.ibaraki.jp

▶ ファクス：73-5995

▶ 申込フォーム（市ホームページ内。上の二次元コードからもアクセス可）

※応募の際は、①川柳作品（一人何点でも応募可）②作品についてのコメント（任意）③住所④氏名（ふりがな）⑤柳号=ニックネーム（任意）⑥年齢（任意）⑦学校名、学年（小・中学生の場合は記入必須）⑧電話番号⑨ e-mail アドレス を記入してください。



■締切

令和3年1月20日（水）必着

◎注意事項

・応募作品は、応募者本人が作成したオリジナル・未発表のもので第三者の著作権などの権利を侵害しないものに限りまします。

・応募作品の使用権は市に帰属し、無償で使用させていただきます。

・受賞者には直接受賞の旨を連絡します。

市民意見公募（パブリックコメント）

☎ 障害福祉課 ☎ 内線 1334

◆取手市第6期障害福祉計画（素案）

市では、「取手市第6期障害福祉計画」の素案に対する意見を募集します。この計画は障害者総合支援法（略称）に基づき策定するもので、今回は令和3年度から令和5年度までの3年間の障害福祉事業に関する具体的な数値目標や見込量を定めるものとなります。



募集期間 12月15日（火）～令和3年1月15日（金）

案の閲覧 障害福祉課、藤代総合窓口課、取手駅前窓口、取手図書館、ふじしる図書館、各公民館、市ホームページで閲覧できます。

提出方法 住所、氏名を記入の上、次のいずれかの方法で

- ▶ 直接：障害福祉課へ持参（市役所開庁日のみ）
- ▶ 郵送：〒302-8585 寺田 5139 障害福祉課宛て※当日消印有効
- ▶ メール：shogaifukushi@city.toride.ibaraki.jp
- ▶ ファクス：74-6600

◎寄せられた意見に対する個別の回答は行いません。意見は、計画策定の参考とするほか、市の考え方とともに市のホームページなどでお知らせします。

市職員（専門職）募集

☎ 人事課 ☎ 内線 1131

第1次試験日時 令和3年1月24日（日）9:00～（受付8:00～8:30）

会場 取手市役所

第1次試験科目 教養試験・作文試験・専門試験・性格特性検査

申込 申込書に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で

- ▶ 直接：人事課へ持参（市役所開庁日のみ）
- ▶ 郵送：〒302-8585 寺田 5139 人事課宛て※当日消印有効

◎申込書は人事課、藤代総合窓口課、市ホームページから取得できます。



締切 1月8日（金）

■職種・採用予定数・受験資格

職種	採用予定数	受験資格
建築技師	1人程度	平成2年4月2日以降に生まれた方 または昭和60年4月2日以降に生まれた方 ※年齢により必要な要件が異なります。
土木技師	1人程度	
保健師	1人程度	平成2年4月2日以降に生まれた方

※その他、職種ごとに学歴要件・資格要件などがあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。